明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利子支払額等があること。

六十五　ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十六　スクールバス等に要する経費があること。

六十七　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に期間を限定して運行される市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学の用に供するスクールバス等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に六、三〇七、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

産業競争力強化法第百十三条第一項に規定する創業支援事業計画を作成した市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額に〇・八を乗じて得た額

イ　産業界、大学等、地域金融機関及び地方公共団体の連携の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　創業支援事業計画の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ハ　地域資源の発掘、活用方法の分析等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ニ　地域密着型企業の創業に向けた取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前条第一項第一号の表第六十三号一に規定する算定方法に準じて算定した額

三　前条第一項第一号の表第六十三号二に規定する算定方法に準じて算定した額

行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利子支払額等があること。

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十六　ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費があること。

六十七　スクールバス等に要する経費があること。

六十八　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に期間を限定して運行される市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学の用に供するスクールバス等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に六、〇二九、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

産業競争力強化法第百十三条第一項に規定する創業支援事業計画を作成した市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額に〇・八を乗じて得た額

イ　産業界、大学等、地域金融機関及び地方公共団体の連携の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　創業支援事業計画の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ハ　地域資源の発掘、活用方法の分析等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ニ　地域密着型企業の創業に向けた取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前条第一項第一号の表第六十五号一に規定する算定方法に準じて算定した額

三　前条第一項第一号の表第六十五号二に規定する算定方法に準じて算定した額